

漁港における海業の推進に向けた 民間活力の導入について

令和7年1月
水産庁計画・海業政策課

漁港について

- ◆ 漁港は、漁業の根拠地として、漁港管理者（地方公共団体）の下管理されている、産業インフラ。
- ◆ 現在、日本沿岸の津々浦々に2,774港の漁港が位置し、地域の水産業や漁村の生活を下支え。

第1種漁港 (三重県 船越漁港)

2,037港

その利用範囲が
地元の漁業を主
とするもの



第2種漁港 (福岡県 柄杓田漁港)

524港

その利用範囲が第
1種漁港より広く、
第3種漁港に属し
ないもの



第3種漁港 (長崎県 長崎漁港)

114港

その利用範囲が
全国的なもの



第4種漁港 (鹿児島県 口永良部漁港)

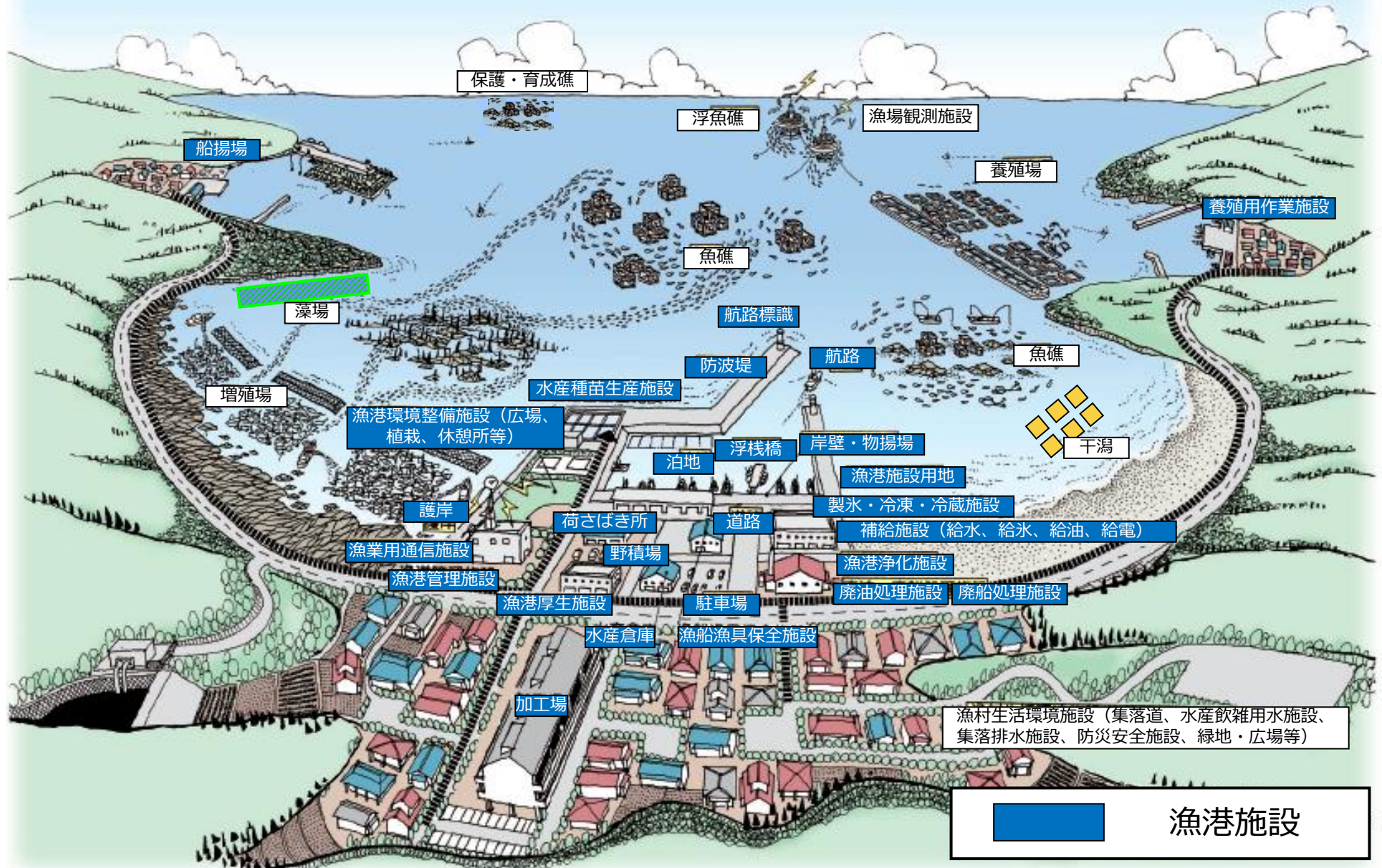
99港

離島その他辺地に
あって漁場の開発
又は漁船の避難上
特に必要なもの



参考：港湾の総数は993港
(国際戦略港湾5、国際拠点港湾18、重要港湾102、地方港湾807、56条港湾61)
※令和6年4月1日現在

漁港・漁場・漁村のイメージ



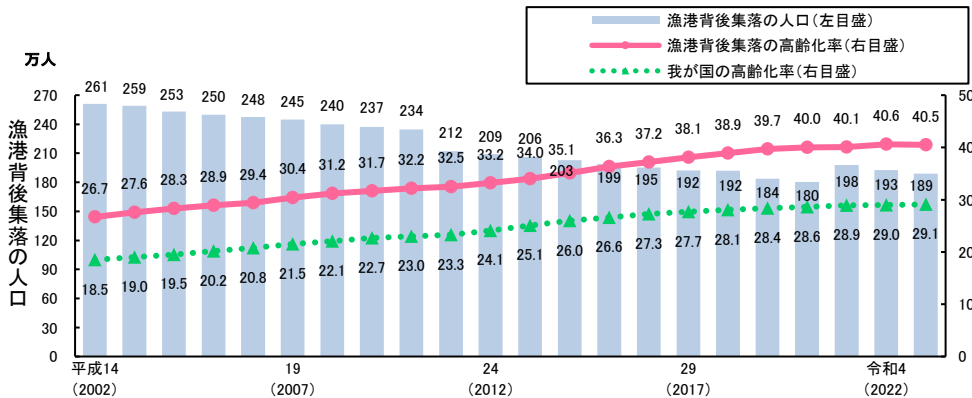
海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。
一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業※の推進により、
地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420
水産物直売所等の 交流施設(箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

(注1)高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く。



■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



釣り体験



調理体験

漁業の根拠地である「漁港」を核とした海業の推進

- 漁港は、狭隘な漁村において静穏な水域と事業用地が確保され、海洋資源の利活用を行いやすく、海業の取組を展開する上で適した環境を有している。
- 近年、消費者のニーズは従来のモノやサービスを購入する「モノ消費」から、それを使ってどのような体験をするかという「コト消費」へと変化している。漁港は、漁場に近く水揚げの根拠地であり、市場流通の少ない水産物や高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景など、「コト消費」の場として大きなポテンシャルを有している。

漁港の「海業」に対するポテンシャル



■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



陸上養殖施設

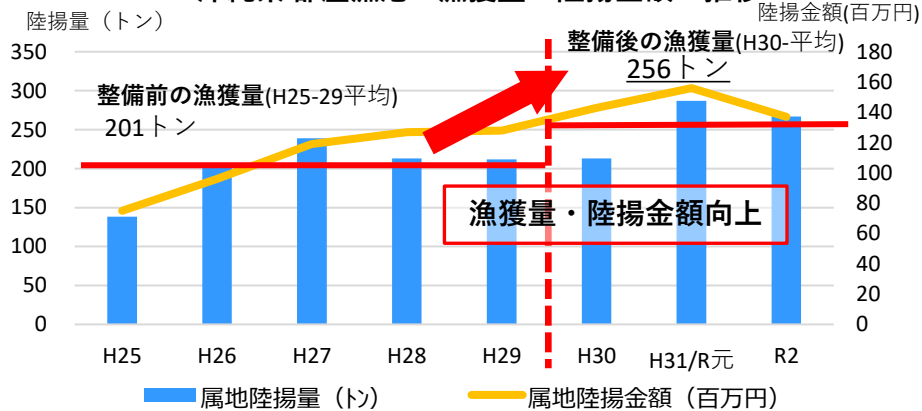
海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直売所

場 所 : 都屋漁港 (沖縄県読谷村)
事業主体 : 読谷村漁業協同組合

- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備 (平成29年供用開始)。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。

沖縄県 都屋漁港 漁獲量・陸揚金額の推移

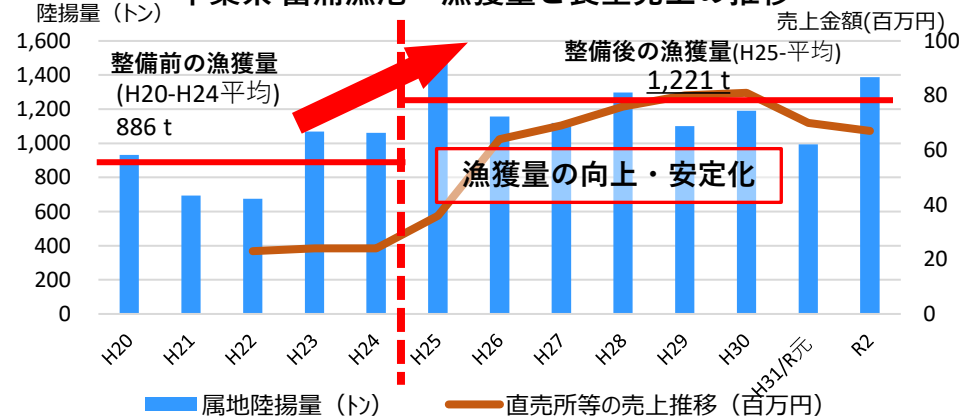


②魚食普及食堂

場 所 : 富浦漁港 (千葉県南房総市)
事業主体 : 岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備 (平成24年供用開始)。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。

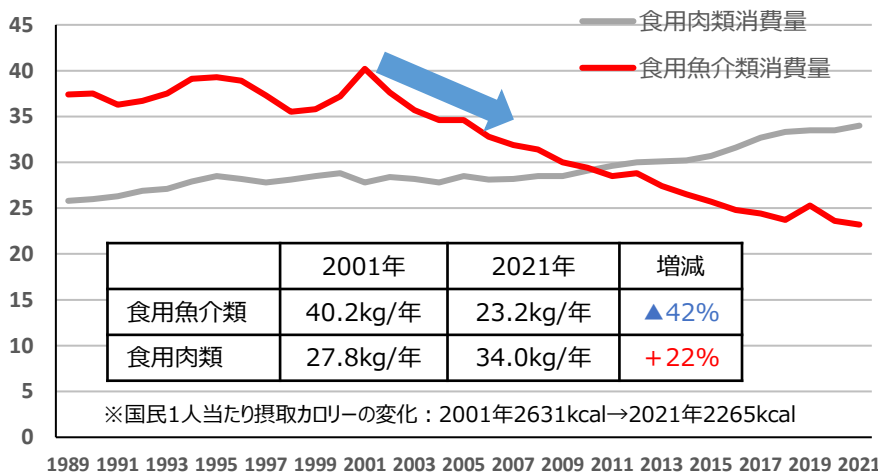
千葉県 富浦漁港 漁獲量と食堂売上の推移



漁港漁場整備法改正の考え方 (令和6年4月1日施行)

- 第211回国会で漁港漁場整備法を改正。法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め。
- 水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港において、海や漁村の価値・魅力を活かす「海業」の推進を図り、併せて水産物の生産や流通の機能を強化していくことで、水産業の発展、漁業地域の活性化を図っていく。

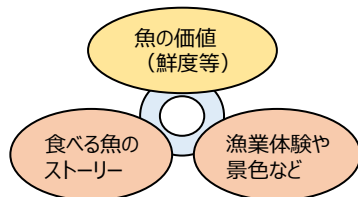
国民1人1年当たり食用魚介類・食用肉類の消費量 (kg/年)



(出所) 農林水産省「食料需給表」を基に水産庁作成 (※2021年は概算値)

漁港・漁村の「海業」に対するポテンシャル

- 漁港は、漁場に近く水揚げの根拠地であり、高い鮮度、漁業体験、独自の風景など、水産物の「コト消費」の場としての大きなポテンシャルを有している。

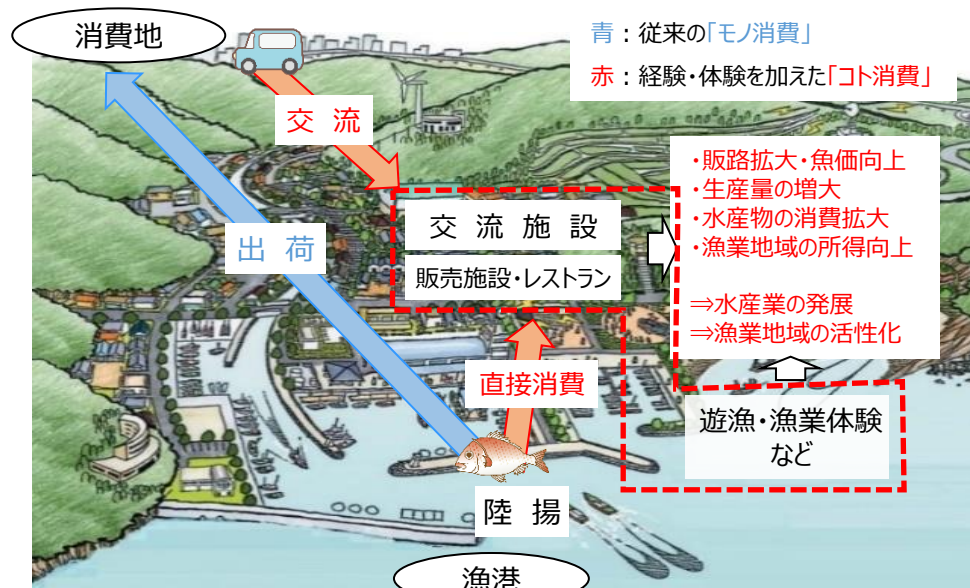


【漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口 (千人)	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等施設 (箇所)	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490

■ 改正のイメージ

漁港施設等活用事業の創設と漁港施設の見直しにより、水産物の消費増進と水産物の生産力強化を図る。



機能強化



流通過程の衛生管理強化



直販機能の強化



陸上養殖による生産拡大

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

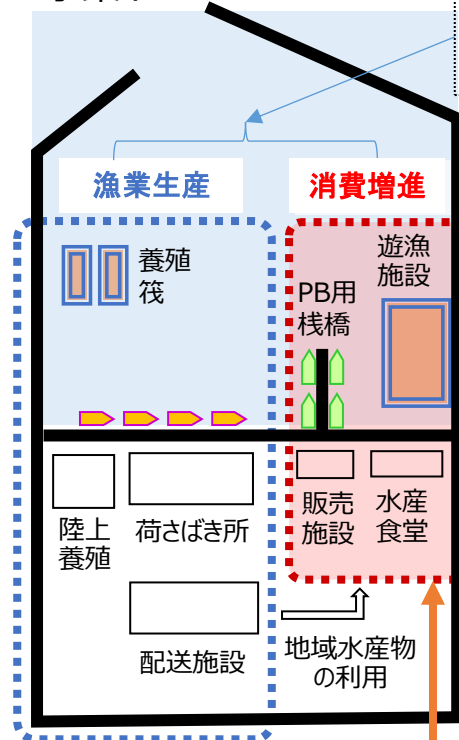
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

機能強化

民間投資

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

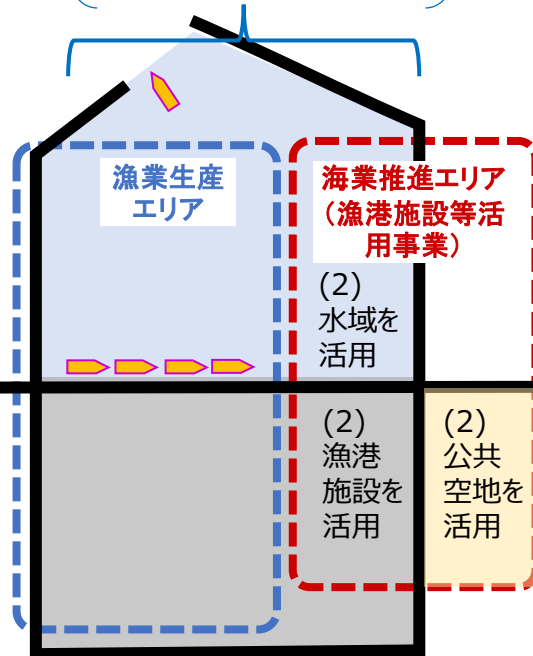
漁港施設等活用事業の内容について

- 漁港施設等活用事業とは、(1)漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、(2)漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、(3)当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業をいい、①水産物の消費増進に関する事業、②交流促進に関する事業、③附帯事業の3つがある。

【漁港区域】

(1) 漁業上の利用の確保に配慮

漁業生産活動と消費増進・交流促進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。



(3) 当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与する事業

① 水産物の消費増進に関する事業

○ 水産物の販売を行う事業



○ 水産物を材料とする料理の提供を行う事業



○ その他



② 交流促進に関する事業

○ 遊漁（釣り等）の機会の提供を行う事業



○ 漁業体験活動の機会の提供を行う事業



○ 海洋環境に関する体験活動・学習の機会の提供を行う事業



○ その他



③ 附帯事業

①②に必要な事業
(漁港来訪者の利便性の確保に必要な事業などを想定)

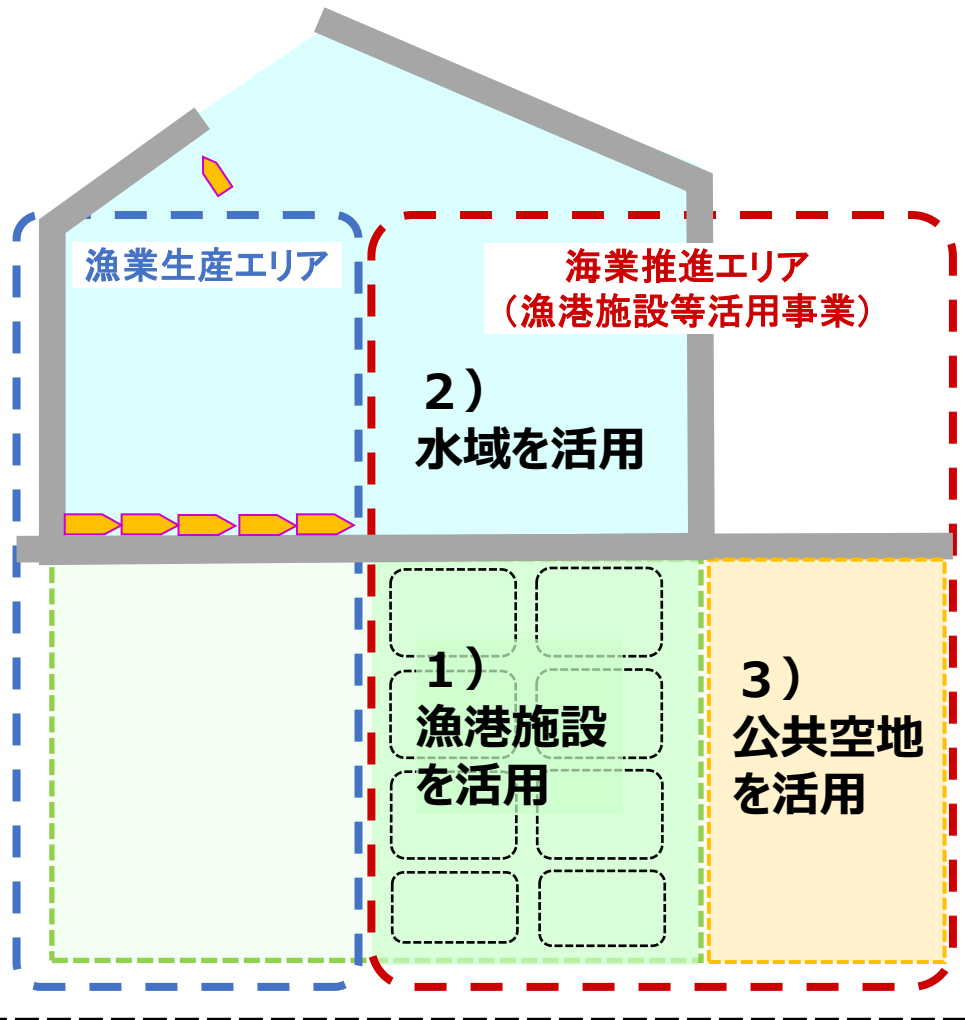


漁港施設等活用事業において活用を図る施設等

○ 漁港施設等活用事業において活用を図る対象は、以下。

1) 漁港施設、2) 漁港の区域内の水域、3) 漁港の区域内の公共空地

【漁港区域】



1) 漁港施設

- ・ 主に、国や地方公共団体の所有する行政財産。

⇒行政財産は、原則禁止されている「貸付」が可能。
(最大30年)

2) 漁港の区域内の水域

- ・ 春秋分時の満潮時までの海面、湖沼又は河川水面。

⇒占用の許可不要 (最大30年)

⇒物権的権利に基づく利用が可能 (最大10年、更新可)

3) 漁港の区域内の公共空地

- ・ 春秋分時の満潮線から陸側に存する国有の海浜地その他の土地で、公共の用に供されているもの（農林水産省所管の行政財産）

⇒占用の許可不要 (最大30年)

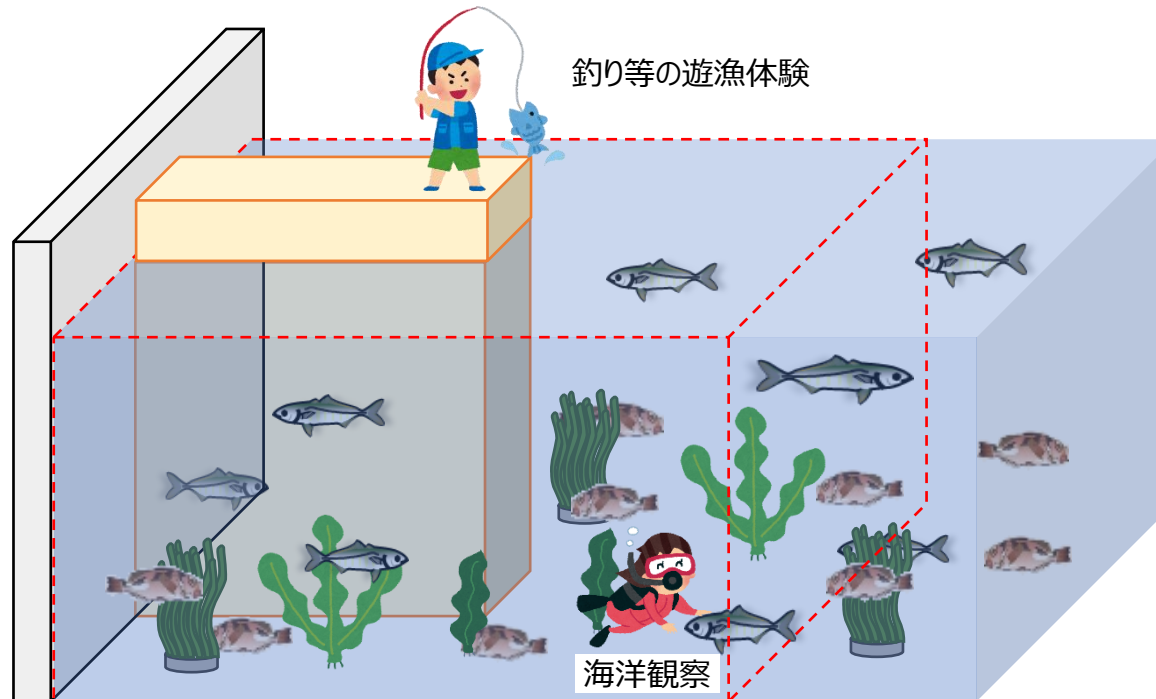
漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

- ① 一定の水域の水面固有の資源※を利用
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、及びこれらを含めた海洋環境そのもの)
- ② 水面を占有して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)



■ 海業に取り組む皆様へ

・「海業支援パッケージ」(令和6年度版) 公表中

水産庁では、海業をさらに推進するため、関係11府省庁の協力の下、海業に関連した国などの支援策をまとめた「海業支援パッケージ」(令和6年度版)を取りまとめています。

・「海業振興総合相談窓口」(海業振興コンシェルジュ) 設置中

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。(設置場所:水産庁事業課)

(詳細) https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/umigyo_shinko.html

(問い合わせ先)

水産庁漁港漁場整備部

計画・海業政策課

内田、成田、宮園

TEL: 03-6744-2407